

令和8年度当初の被扶養者資格確認書の一齐交付について

これまで、新規で認定された被扶養者の資格確認書は、資格担当が個別に交付し直接所属所へ交換便等で送付していましたが、令和8年度当初に認定された被扶養者の資格確認書については、一齐交付により委託業者から発送いたします。

1 スケジュール

回	発送日	(参考)一齐交付データ作成日	回	発送日	(参考)一齐交付データ作成日
第1回	4月22日(水)	4月10日(金)	第5回	5月26日(火)	5月18日(月)
第2回	4月27日(月)	4月17日(金)	第6回	6月2日(火)	5月25日(月)
第3回	5月12日(火)	4月27日(月)	第7回	6月9日(火)	6月1日(月)
第4回	5月20日(水)	5月12日(火)	第8回	6月22日(月)	6月11日(木)

留意事項

- ※ 各回の被扶養者申告書の提出期限は設けません。到着順に順次審査し、一齐交付データ作成日までに審査が完了したものをその回の一齐交付対象とします。
- ※ 書類に不備や不足があった場合は書類一式をいったん返却させていただくため、その分、資格確認書の交付が遅くなりかねません。所属所におかれては、全ての必要書類を揃え不備や不足がないか十分確認してから、被扶養者申告書を提出するようお願いいたします。
- ※ 3月中の事前受付を御利用いただくことで、4月に書類を提出するより早く手続が完了しますので、対象となる場合は、事前受付を積極的に御利用ください。詳細は、別紙1「令和8年度当初の認定手続書類の受付について」を参照してください。

2 資格確認書が届くまでの間の取扱い

(1) 被扶養者認定の進捗状況の確認

被扶養者認定の進捗状況を確認したい場合は、メールで問合せ可能とします(令和8年6月11日(木)までの間の取扱いとします)。

共済組合に被扶養者申告書を提出後2週間が経過してから、「資格に関する質問票」に以下の「必要事項」等を記入し、資格担当受信専用メールボックス(問合せ専用)宛にメールで送信してください(メールの宛先及び資格担当宛て問合せ方法については、令和8年3月23日付事務連絡「公立学校共済組合資格関係の問合せ方法等について」を参照してください)。

「件名」: (所属所・担当者名) 被扶養者認定の進捗状況確認

「必要事項」: 組合員番号, 組合員氏名, 認定状況を確認したい被扶養者の氏名・生年月日・組合員との続柄, 被扶養者の要件を備えた年月日, 被扶養者申告書の提出日及び提出方法(都庁交換便, 普通郵便, レターパック等の場合は追跡番号)

なお、年度末・年度始めは、資格関係の業務がひっ迫しております。提出後2週間経過前に問合せいただいても認定手続が完了している可能性は低く、以後、数日置いて進捗状況をお調べすることになる(待ち行列の後ろになる)ため、かえって回答が遅くなります。

また、電話により進捗状況の問合せいただいてもその場で回答することができません。電話による進捗状況の問合せはもとぞお控えください。

(2) 被扶養者認定の進捗状況の回答

進捗状況を順次お調べし、認定手続きが完了していた（共済システムに登録されている）場合にはその旨と、**被扶養者の「枝番」及び資格取得年月日**を、資格担当から原則として電話で回答いたします（聴覚障害のためメールで返信希望の方は「資格に関する質問票」にその旨を記入してください）。

(3) 「資格証明書」の発行

医療機関等を受診するためには、「マイナ保険証」又は「資格確認書」の提示が必要です。

新しい「資格確認書」がお手元に届く前に医療機関等を受診する場合で、**進捗状況の確認の結果、認定手続きが完了していた場合に限り、所属所において被扶養者の「資格証明書」〔用紙 No. 資格証明〕を発行可能とします。**

（「福利厚生事務の手引」（令和8年1月版）49頁，別冊様式集21頁。様式は、公立学校共済組合東京支部ホームページにも掲載されています。）

「本証明書発行の理由」欄は「再交付申請、氏名変更等の手続き中で資格確認書が手元にないため」に（チェック）を入れてください。**被扶養者の「枝番」を必ず記入してください。**

※ 「資格証明書」を提示しても医療機関等によっては保険適用にならない場合があります（保険医療機関及び保険医療費負担規則（昭和32年厚生省令第15号）第3条ただし書）。窓口で10割自己負担をされた場合には、まことにお手数ですが、後日所属所を通じて短期給付担当に「療養費」の請求をしてください。

■ 「資格証明書」発行における注意

「資格証明書」の発行対象は、組合員本人又は既に認定されている被扶養者に限ります。**認定手続予定又は認定手続中であっても、認定手続が完了していない場合には発行することはできません。**これに反して資格証明書を発行した結果、無資格受診となった場合には、公立学校共済組合が保険医療機関等に支払った医療費等を組合員に全額返還していただきます。

■ 医療機関等受診に当たっての注意

- (1) 資格取得後に初めて医療機関等を受診する際には、「加入する健康保険組合が変わった」旨を窓口でお伝えください。
- (2) 資格確認書交付前に医療費を全額（10割）自己負担した場合、同じ月内に新しい資格確認書を提示できれば精算される場合がありますので、医療機関等にご相談ください。なお、精算ができなかった場合も、後日所属所を通じて短期給付担当に「療養費」の請求をしていただくことで、医療費の共済組合負担分（7割又は8割）が給付されます。